

技術資料等説明書

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定の締結に係る公告に基づく協定締結については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和4年1月28日

2. 基本協定担当官等

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所長 小串 俊幸

3. 基本協定の概要

(1) 基本協定名

災害時における災害対策用機械の出動等に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

公告1.(2)のとおり。

(3) 基本協定の実施内容

公告1.(3)のとおり。

(4) 基本協定区間及び締結予定業者数

公告1.(4)のとおり。

(5) 災対機械等の対象範囲

公告1.(5)のとおり。

(6) 基本協定の期間

公告1.(6)のとおり。

(7) 基本協定締結業者の選定

公告1.(7)のとおり。

(8) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点においての法定外労働災害補償制度

公告1.(8)のとおり。

(9) その他

公告1.(9)及び以下のとおり。

① 本協定締結後は、保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録するものとする。

4. 参加資格要件

(1) 参加資格要件は、公告2.(1)～(7)のとおり。

5. 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号（電話（代）0942-32-8245）

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 技術活用・人材育成課

担当：課長 福川 雅章（内線381）

建設専門官 榎田 昭二（内線403）

6. 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期限、場所および方法

(1) 提出期間：令和4年1月28日（金）から令和4年2月24日（木）までの土曜日、日曜日および祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(2) 提出場所：5.に同じ

(3) 提出方法：持参または郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

- (4) 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書、または、受付票・受理票の写しを付けること。

7. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

「別添－2」の各評価項目について評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」に基づき作成するものとする。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	作成方法及び留意事項
(1) 基本協定締結参加申請書	① 提出様式は〔様式－1〕とする。 ② 代表者印を押印すること。
(2) 協定を希望する九州技術事務所が保有もしくは保管する災対機械等	① 提出様式は〔様式－2〕とする。 ② 協定を希望する災対機械等について、〔様式－2〕の表中記載の協定希望の欄に○印を記入する。 ③ 協定を希望した災対機械等について、対応可能な作業内容を○で囲む。 なお、協定を希望する災対機械等、作業内容については複数の項目を希望することができる。
(3) 工事、業務、役務の提供等における施工実績	① 提出様式は〔様式－3〕とする。 対象となる実績は、平成18年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了又は令和3年度完了予定の代表的な施工実績を1件記載する。なお、施工実績は、国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路㈱等）の施工実績とする。 ただし、施工実績は、(4)の災害時における災対機械等の出動作業の実績及び(5)の災害時における応急対策業務等の実績及び(7) 災対機械等の製造、保守点検、修繕の実績を対象外とする。
(4) 災害時における災対機械等の出動作業の実績	① 提出様式は〔様式－3〕とする。 ② 対象となる実績は、平成18年4月1日から当該公告日までに元請けとして完了した代表的な実績を1件記載する。出動した災害現場は、国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路㈱等）の施工実績とする。 ③ 対象となる災対機械等は、九州地方整備局保有の災対機械等又はそれに類する機械とする。なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災害対策用として用いられる建設機械を言う。 ④ 出動作業の実績は、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合に上記③の対象機械に関する出動作業を実施した実績とする。 なお、出動作業のいずれか一部でも実績として認める。

(5) 災害時における 応急復旧工事、 応急対策業務等 の実績	① 提出様式は〔様式－3〕とする。 ② 対象となる実績は、平成18年4月1日から当該公告日までに 元請けとして完了した代表的な災害時の応急復旧工事等の実 績を1件記載する。応急復旧工事、応急対策業務等の実績は、 国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業（高速道路 ㈱等）の実績とする。
(6) 災害時における 上記（4）又は （5）に関わる 協定締結実績	① 提出様式は〔様式－3〕とする。 ② 対象となる協定は、上記（4）、又は（5）と同様の災害時対 応に関する協定とし、平成18年4月1日から当該公告日まで に締結したものの中から、代表的な実績を1件記載する。協定 の相手方は国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企業 （高速道路㈱等）とする。なお、協定は単体（経営共同企業体 を除く）での締結実績とする。
(7) 災対機械等の製 造、保守点検又 は、修繕実績	① 提出様式は〔様式－3〕とする。 ② 対象となる実績は、平成18年4月1日以降に元請けとして完 了又は令和3年度完了予定の代表的な実績を1件記載する。契 約の相手方は国（国の機関を含む）、県、市町村、公益民間企 業（高速道路㈱等）とする。対象となる機械は、九州地方整備 局保有の災対機械等又はそれに類する災害時に使用する機械 とする。なお、ここで言う「それに類する機械」とは、専ら災 害対策用として用いられる建設機械を言う。
(8) 派遣作業員数及 び資格保有者 状況	① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 本協定に従事する作業員数は、令和4年4月1日現在（予定） の作業員の数とする。なお、作業員は、所属する部署の所在地 から九州技術事務所まで概ね90分で到着できること。 ③ 対象となる派遣作業員の資格は、〔様式－4〕の表中記載の資 格とする。
(9) 派遣作業員の所 属する部署の 所在地	① 提出様式は〔様式－4〕とする。 ② 派遣作業員の在籍部署の所在市町村名番地を記載する。 ③ 在籍部署が複数カ所存在する場合、九州技術事務所から近い 順から2カ所を記載する。 ④ 九州技術事務所までの距離は、一般道での距離を記載する。

※ 上表中（3）から（7）までの実績は、元請けでの実績や協定元で有ることを証明できる
資料（契約書のコピー等）を添付すること。

10. 技術資料等説明書に対する質問等

（1）技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 令和4年1月28日（月）～令和4年2月24日（木）までの土曜日、日
曜日
及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所 : 5. に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）又はFAXにより提出する。

FAX 番号 : 0942-32-8292

(注) FAX で提出した場合は、FAX 送信後、5. の担当部局まで電話で着信確認すること。

- (2) (1) に対する回答は、質問を受理した日から3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に次により回答する。

- ① 回答方法 : 紙による閲覧。
- ② 回答の閲覧場所 : 5. に同じ。
- ③ 回答の閲覧期間 : 令和4年2月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

1 1. 基本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、提出された技術資料を「別添－2」の評価基準に基づき総合的に評価し決定する。

その結果は、令和4年3月11日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

また、結果通知受理後、基本協定締結業者は、協定締結の日までに競争参加資格の認定を証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）を5. の担当部局まで提出（FAXにて通知し、その後郵送で可。）すること。

1 2. 参加資格がないと認めた者の説明請求

- (1) 参加資格がないと認めた者には、その結果を令和4年3月11日（金）までにFAXにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を請求することができる。（様式は自由とする。）
 - ① 提出期限 : 令和4年3月18日（金） 17時00分
 - ② 提出場所 : 5. に同じ
 - ③ 提出方法 : 10. (1) ③に同じ。
 - ④ 説明を求められたときは令和4年3月23日（水）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

1 3. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差替え及び再提出は認めない。

**別添－１ 九州技術事務所が保有又は保管する災害対策用機械機器
(災害時における災害対策用機械の出動等に関する協定対象分)**

用途	機械機器等名	機械番号	規 格	緊急 指定	必 要 資 格 等
災 害 対 策 用	対策本部車	30-4931	車体拡幅型	有	平成19年6月1日以前の取得 大型免許(8t以上) 平成19年6月2日以降の取得 中型免許(5～11t)、 大型免許(11t以上) 平成29年3月12日以降の取得 中型免許(7.5～ 11t)、大型免許(11t以上)
	待機支援車	29-1992	中型、バスタ입(4床式)	有	準中型免許
	待機支援車	19-4931	小型、4×4D	有	普通免許
	情報収集車 Ku-SAT(車載型)	14-1991	4×4D	有	普通免許
	排水ポンプ車	25-4912	60m ³ /min	有	大型免許
	排水ポンプ車	25-4913	60m ³ /min	有	大型免許
	排水ポンプ車	25-4941	30m ³ /min	有	中型免許
	照明車	23-1991	25KVAカマ装置付	有	準中型免許
	照明車	25-4981	25KVAカマ装置付	有	中型免許(8t限定)
	照明車	27-4982	25KVAカマ装置付	有	中型免許(8t限定)
	照明車	R02-1981	25KVAカマ装置付	有	中型免許(8t限定)
	橋梁点検車	22-1991	バケツ式	有	大型免許・高所作業車(10m以上)
	作業車	27-4065	3t積 定員2人 2.9t吊りクレーン付き (公共応急作業車)	有	中型免許(8t限定) 玉掛け・小型移動式クレーン運転
	応急組立橋	06-1991	支間40m 巾員6.5m	—	(組立式下路ワーレントラス橋、支間16mを基本に4 m毎に40mまで架設)
	応急組立橋	55-1296	支間30m 巾員3.5m	—	(組立式下路トラス橋、支間24mを基本に2m毎に 30mまで架設)
	バックホウ	05-004-001	0.45m ³ 級	—	車両系建設機械(整地等)
	遠隔操縦式バックホウ	11-5-2	0.8m ³ 級 遠隔操縦式	—	車両系建設機械(整地等)
	分解組立型バックホウ	25-4931	1.0m ³ 級 遠隔操縦式	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	R02-1993	バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	簡易遠隔操縦装置	28-063-001	バックホウ用	—	車両系建設機械(整地等)
	不整地運搬車		1.4t積 ゴムクローラー式	—	不整地運搬車
	災害対策用照明装置		8KVA	—	
	散水車	R02-1921	6,500 L	—	大型免許
	資機材等		クレーン吊上 移動装置、フォークリフト移 動装置、人力移動装置、大型土嚢、大型 土嚢袋詰機、ジャッキ付コンテナ、可搬式 遠隔操作室、つかみ装置等	—	

別添－２ 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 工事、業務、役務の提供等における施工実績 〔様式－３〕	■ 工事、業務、役務の提供等における施工実績。（１件） 平成１８年４月１日から当該公告日までに元請けとして完了又は、令和３年度完了予定の工事、業務、役務の提供等の施工実績について、次のとおり評価する。 ①九州技術事務所発注の施工実績を有する。 ②上記①を除く九州地方整備局本局、事務所、管理所の施工実績を有する。 ③上記①、②以外の施工実績を有する。 ④施工実績無し	① １０ ② ７ ③ ３ ④ ０
2. 災害時における災対機械等の出動作業の実績 〔様式－３〕	■ 災害時における九州地方整備局が保有する災対機械等又はそれに類する機械の出動作業の実績（１件） 平成１８年４月１日から当該公告日までに元請けとして完了した出動作業の実績について、次のとおり評価する。 ①九州技術事務所が保有する災対機械等の出動作業実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所が保有する災対機械等の出動作業実績 ③上記①、②以外の災対機械等の出動作業実績 ④実績なし	① ２０ ② １５ ③ １０ ④ ０
3. 災害時における応急復旧工事、応急対策業務等の実績 〔様式－３〕	■ 災害時における応急復旧工事等の作業の実績（１件） 平成１８年４月１日から当該公告日までに元請けとして完了した実績について、次のとおり評価する。 ①九州技術事務所発注の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所発注の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ③上記①、②以外の応急復旧工事、応急対策業務等の実績 ④実績なし	① １０ ② ７ ③ ３ ④ ０
4. 災害時における上記２又は３に関わる協定締結実績 〔様式－３〕	■ 災害時における災対機械等の出動作業、又は応急復旧工事等に関わる協定締結実績（１件） 平成１８年４月１日から当該公告日までに締結した協定実績について、次のとおり評価する。 ①九州技術事務所との協定締結実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所との協定締結実績 ③上記①、②以外の協定締結実績 ④実績なし	① １０ ② ７ ③ ３ ④ ０
5. 災対機械等の製造、保守点検又は修繕実績 〔様式－３〕	■ 災対機械等又はそれに類する機械の製造、保守点検又は修繕実績（１件） 平成１８年４月１日以降に元請けとして完了又は令和３年度完了予定の実績について、次のとおり評価する。 ①九州技術事務所が保有する災対機械等の実績 ②上記①以外の九州地方整備局本局、事務所、管理所の保有する災対機械等の実績 ③上記①、②以外の実績 ④実績なし	① １０ ② ７ ③ ３ ④ ０
6. 派遣作業員数及び資格保有者状況 〔様式－４〕	■ 派遣作業員数 本協定に従事する作業員数について、次のとおり評価する。 ① 従事する作業員数が４０人以上 ② 従事する作業員数が３０人以上 ③ 従事する作業員数が２０人以上 ④ 従事する作業員数が１０人以上 ⑤ 従事する作業員数が１０人未満	① １０ ② ８ ③ ６ ④ ４ ⑤ ０

	■ 派遣作業員の資格保有者状況 本協定の出動等に従事できる作業員の〔様式－４〕の表中記載の免許・資格等の保有状況について、次のとおり評価する。 ① 保有する免許・資格等が延べ３０資格以上 ② 保有する免許・資格等が延べ２５資格以上 ③ 保有する免許・資格等が延べ２０資格以上 ④ 保有する免許・資格等が延べ１５資格以上 ⑤ 保有する免許・資格等が延べ１５資格未満	① １０ ② ８ ③ ６ ④ ４ ⑤ ０
７．事務所までの距離 〔様式－４〕	■ 事務所までの距離 派遣作業員の所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離について、次のとおり評価する。 なお、複数ある場合は、最も近い場所を評価する。 ① ３０ｋｍ以内 ② ４５ｋｍ以内 ③ ６０ｋｍ以内 ④ ６０ｋｍ超	① ２０ ② １５ ③ １０ ④ ０